

～市・県民税及び森林環境税（住民税）に関するよくあるご質問～

◎納付書が同封されている方へのご案内（二重納付にご注意ください）

納付書が同封されている方は、全期分（1期から4期までの合計分）と各期分（1期から4期までの分割分）の納付書を同封しています。
全期分と各期分を重複して納付しないようご注意ください。

〈年の途中で亡くなった方の令和7年度の住民税は〉

- Q わたしの夫は令和7年3月10日に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する住民税はどうなるのでしょうか。
- A 住民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、令和7年1月2日以降に亡くなられた方に対しては、令和7年度の住民税は課税され、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

〈年の途中で引越した場合に住民税を納める市町村は〉

- Q わたしは令和7年1月20日にA市からB市へ引越しました。令和7年度の住民税はどちらへ納めることになるのでしょうか。
- A 令和7年1月1日現在ではあなたの住所はA市にあったのですから、その後B市に引越したとしても、令和7年度の住民税はA市に納めていただくことになります。

〈退職した翌年にも住民税の納税通知書が届きましたか〉

- Q わたしは退職した年に退職金から住民税を天引きされましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。
- A 退職者が受けた退職所得に対する住民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者（会社等）を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する住民税は、その翌年に納めていただくことになっております。あなたの場合、退職された年の退職時までの給与などに対する住民税の納税通知書が送られてきたものと考えられます。

〈現在収入がないのに税額が高いのは〉

- Q わたしは今年3月に退職し、それ以降収入がありません。今回、住民税の納税通知書が届きました。働いていた時と同じくらいの税額なのですが、なぜでしょうか。
- A 令和7年度の住民税は令和6年中（1月1日～12月31日）の所得に対して課税されます。あなたの場合、今年の3月に退職で、令和6年中は1年間収入があったこととなりますので、働いていたときと同様に課税されます。収入の減少が反映されるのは令和8年度からになります。

〈森林環境税とは〉

- Q 森林環境税とはどのような税ですか。
- A 森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、一人年額1,000円が課税されました。徴収については住民税の均等割とあわせて行われます。また、住民税の均等割額については、東日本大震災復興基本法に基づき平成26年度から臨時的に年額1,000円が加算されていましたが、令和5年度でこの臨時措置が終了し、令和6年度からは新たに森林環境税が導入されました。